

TKCモニタリング情報サービス通信

経営者保証によらず、融資可能な中小企業を見極める仕組みとして「TKCモニタリング情報サービス」が注目されています。

■地域金融機関トップとTKC地域会との対談

- 福岡銀行…………… 4

■オピニオン

- 日本経済の生産性向上につながる
無担保・無個人保証融資の拡大…………… 6
一橋大学教授・(独)経済産業研究所ファカルティフェロー
植杉威一郎氏

■お知らせ

- ニッキン主催「FIT2018」「FIT大阪」にTKCが出展…………… 3
- 中小企業経営支援フォーラムの開催(TKC近畿兵庫会) …… 14

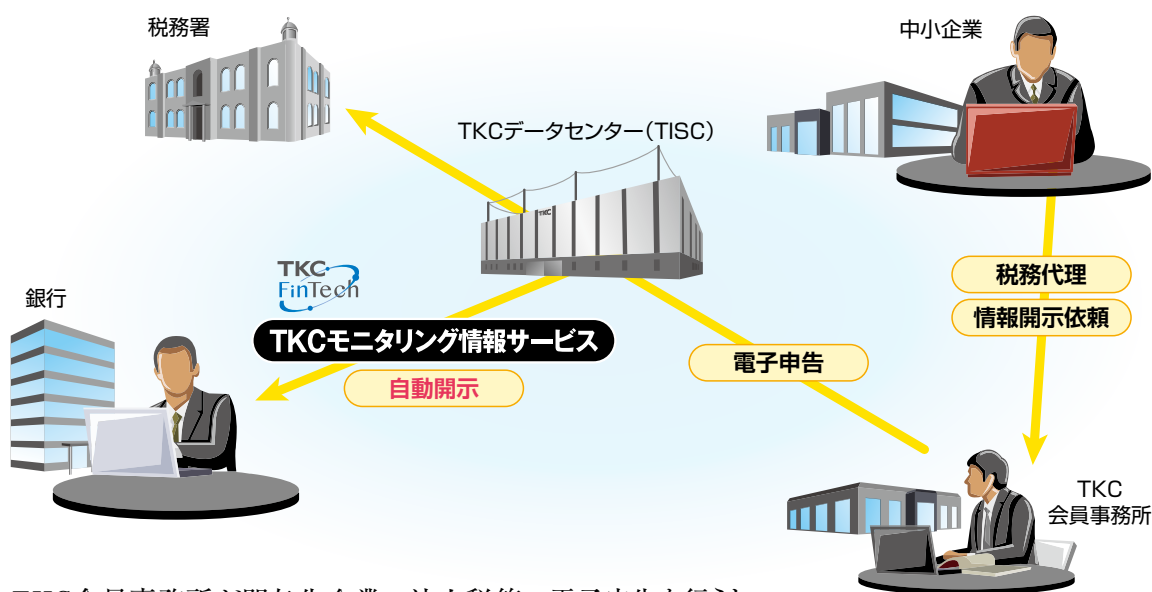
■TKCモニタリング情報サービス活用事例

- 元信金マンの社長が考える情報開示の重要性…………… 16
株式会社ミクニ舎
税理士法人エルムパートナーズ(TKC北海道会)

「TKCモニタリング情報サービス」とは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。

TKCモニタリング情報サービスで 決算書・申告書が金融機関に提供される仕組み



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した決算書・申告書等が**自動的**に取引金融機関へ開示されます。

TKCモニタリング情報サービスの構成

TKCモニタリング情報サービス

▶ 決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

▶ 月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

▶ 最新業績オンライン開示サービス^(開発中)

関与先からの依頼に基づいて、金融機関へ最新業績をオンラインで開示するサービスです。

早期経営改善計画提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKCモニタリング情報サービスを通して金融機関へ早期経営改善計画やローカルベンチマークのデータを提供するサービスです。

ニッキン主催「FIT2018」FIT大阪でTKCのFinTechサービスをご紹介します！

FIT展は、金融総合専門紙「ニッキン」を発行する日本金融通信社が主催する国内最大級の「金融機関のためのITフェア」です。TKCでは、当フェアを通じて金融機関の皆さまにTKCのFinTechサービスの更なる活用法をご紹介するため、セミナーへの登壇と、展示ブースの出展（FIT大阪のみ）を行います。ぜひセミナーを受講いただくとともに、展示ブースにお立ち寄りください。

■セミナー受講申込方法

WEBまたは専用ハガキで、日本金融通信社FIT事務局にお申し込みください。

「FIT ニッキン」検索(<https://frankin.co.jp/fit/>)

セミナー受講のお申し込みは定員に達した時点で受付終了となりますので、受講をご希望の方はお早めにお申し込みください。

■開催日：10月25日(木)～10月26日(金)

■会場：東京国際フォーラム

■TKCのセミナーについて

①登壇日時：10月25日(木) 13:20～14:20

②講師：鈴木信二氏(税理士)

③定員：180名(スクール形式、B7会場)

④セミナー受講申込受付開始日：9月25日(火)

※当会場ではTKCによる展示ブースの出展はありません

■開催日：12月6日(木)～12月7日(金)

■会場：グランフロント大阪

■TKCのセミナーについて

①登壇日時：12月7日(金) 10:00～10:50

②講師：師・角谷雅子氏(税理士)

③定員：50名(スクール形式、A会場)

④セミナー受講申込受付開始日：10月31日(水)

「TKCモニタリング情報サービス」の活用方法をご紹介します。展示ブースを出展します。

■セミナー・展示内容

「1年半で約360の金融機関が採用」TKCのFinTechサービス活用法

提供開始後わずか1年半で約360の金融機関が採用した「TKCモニタリング情報サービス」。短期間での普及を実現した理由は、日本最大級の職業会計人集団であるTKC全国会・地域会を「外部専門家」として活用できること、TKC会員税理士・公認会計士の顧問先企業がタイムリーに提供する財務・非財務情報の品質を金融機関が高く評価したことにあります。すでに4万社超の有用な情報が電子データで金融機関に開示され、利用企業は増え続けています。本サービスを活用し、いかに取引先の評価を高めるか? 「事業性評価」「短期継続融資」「経営者保証ガイドライン」に積極的に取り組む金融機関の事例を中心に、活用方法をご紹介します。

いま、全国の中小企業、金融機関で評価が急速に高まっています。

TKCモニタリング情報サービス採用状況

全国359金融機関が採用

都市銀行	80%
地銀・第二地銀	89%
信用金庫	78%
信用組合	28%
信用保証協会	35%

※法人向け専用電話の取付がない金融機関を除いています。

(2018年7月5日現在)

地域金融機関トップとTKC地域会との対談

各地域における金融と経営支援の一体的な取り組みの実現、「TKCモニタリング情報サービス」の活用促進に向けた協議等を目的とした金融機関との「トップ対談」が、TKC地域会で一斉に行われている。6月までに開催された対談の一部を掲載する。

九州会

福岡銀行・大庭真一取締役常務執行役員との対談

とき：平成30年5月23日(水) ところ：TKC九州SCGサービスセンター

出席者

福岡銀行
大庭真一取締役常務執行役員、小林智執行役員（融資担当役員）、小樋井嘉宏融資部長、松延享朋ソリューション営業部長、藤善匡産業金融部副部長

TKC九州会
坂本孝司全国会会長、黒岩延峰会長、原口卓也中小企業支援委員長、中尾智亮九州会事務局長、高須亮二センター長、内園寛仁全国政経研究会事務局長

経営者保証免除のスキームに関心

福岡銀行（大庭真一取締役常務執行役員）とTKC九州会（黒岩延峰会長）との対談は、坂本孝司全国会会長も同席して行われた。

福岡銀行は、昨年創業140年を迎えた全国有数の歴史を有している銀行。取引先企業の事業内容や成長可能性を適切に評価する「目利き力のさらなる向上」に取り組みとともに、「担保・保証に過度に依存しない融資」に力を入れている。



大庭福岡銀行取締役常務執行役員(右)と坂本全国会会長



当日の対談では、福岡銀行から「TKCモニタリング情報サービス」について、「電子申告で提出された決算書・申告書等がそのまま提供されるため、安心感がある」と評価の声が聞かれた。TKC九州会から、埼玉りそな銀行による「TKCモニタリング情報サービス」を活用した経営者保証免除のスキームを紹介すると、金融機関側も「経営者保証ガイドライン」の推進に取り組んでいることから、関心を示された。

「TKCモニタリング情報サービス」を活用した経営者保証免除のスキームを紹介すると、金融機関側も「経営者保証ガイドライン」の推進に取り組んでいることから、関心を示された。

全国会の書面添付運動への理解が深まる
TKC全国会が力を入れている決算書の信頼性への取り組みについて話が及ぶと、福岡銀行

の出席者全員が書面添付制度の存在を認識していないとのことであった。TKCの「標準決算書サンプル」を用いて添付書面の記載内容について説明したところ、「完全性宣言書はどういった関与先から取得するのか?」「記帳適時性証明書は全ての関与先に添付するのか?」などの前向きな質問が多くあった。特にTKC全国会の書面添付の考え方や活用の仕方への理解が深められた。

対談翌日に具体的な連携に着手

特例事業承継税制については、福岡銀行の役員向け研修や融資先向けセミナーの際にTKC会員の講師派遣をお願いしたいとの声が聞かれた。

対談翌日にさっそく「TKCモニタリング情報サービス」を活用した具体的な連携スキームや融資商品について両者で検討が進められるなど、今後の連携強化に向けた有意義な対談となった。

(九州SCGサービスセンター長 高須亮二)

金融機関の皆さまに

ぜひ、ご理解いただきたい!

ことがあります。

私たちが実践する

税理士法第33条の2に基づく添付書面で、決算書の品質の高さを確認することができます。

書面添付制度は、税理士が法人税申告書等の作成に際し、「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を明らかにするものです。法人税法第74条の確定決算主義の下では、この税理士による「税務申告書の適正性の表明」は、その前段階にある決算書の信頼性を保証することにつながります。
いま、この制度は、中小企業の決算書の品質を確認できる法的制度として注目を集めています。

決算書の品質の高さを確認

TKC全国会会員は、毎月間月先を訪問して行う巡回監査^{※1}と月次決算の実践を義務としています。この際には会計専門家が毎月の巡回監査時に収集・確認・整理した事項のうち、重要性の高い勘定科目について内容を詳細に記載します。
^{※1}巡回監査とは、会計専門家が会計記録の適合性、正確性および適時性を確保するため、会計事項の真実性、実態性、信頼性を確かめ、指導することです。

相談事項（該校所請業の算定に関して重要性が高いもの）のうち、特に重要な事項について、①どのような相談を受けたか、どのように回答したのか、②それがどのように申告書に反映されているのか——を記載します。

この際には、決算書・申告書および勘定科目内訳明細書等から前年と比較して顕著に増減した事項について、事業内容や業況などが把握できるよう、増減金額や前年比率を用い、その理由を明確に記載します。また滞留債権の状況等も記載します。

総合所見において、①税理士の関与状況、②申告書作成に当たり留意した事項、③原始記録の保存状況、④日々の会計処理の状況、⑤内部牽制、⑥巡回監査時の指導の状況——等を記載します。また、税務的事項として、「中小会計実務」に準拠した計算書類であることや代表者の納税意識・親善意識を記載します。

会計処理の変更をすると、これに関連する勘定科目の金額が前期と比較して顕著に増減することがあります。例えば、①消費税の経理処理を税込み経理から税抜き経理に変更、②減価償却方法の変更等です。このような会計処理の変更と変更の理由を具体的に記載します。

TKC全国会による巡回監査の経緯がわかるように、第4頁 TKC全国会訪問手帳の写し

この添付書面は、関与先企業経営者の了解に基づき、TKC全国会に所属する税理士・公認会計士から「TKCモニタリング情報サービス」で金融機関に提供しています。詳しくは、TKC全国会の会員へお問い合わせください。

TKC全国会とは

TKC全国会は、租税正義の実現と関与先企業の持続的繁栄に貢献することを目的として組成された、わが国最大級の職業会計人集団（全国1万名超の税理士・公認会計士のネットワーク）です。



TKCモニタリング情報サービスについてはこちらから▶



一橋大学教授・独立行政法人経済産業研究所ファカルティフェロー 植杉威一郎氏に聞く

と き…平成30年6月26日(火)
と ころ…経済産業研究所

日本経済の生産性向上につながる 無担保・無個人保証融資の拡大

国家公務員から研究者へと転じ、データに基づく実証的な手法により中小企業金融の研究を続けてきた植杉威一郎教授。貸し手の金融機関と借り手の中小企業の双方が納得できる中小企業金融のあり方を模索する中で「無担保・無個人保証融資が拡大する」と、日本経済全体の生産性向上にもつながる可能性がある」と語る。

●インタビュー 本誌編集長 石岡正行

金融政策から中小企業金融に関心が移り 国家公務員から研究者へと転身

—— 植杉先生は東京大学を卒業後通商産業省（現経済産業省）に入省され、現在は一橋大学教授と経済産業研究所ファカルティフェローを務めておられます。始めに、国家公務員から研究者へと転身されたきっかけを含め、ご経歴をお聞かせいただけますか。

植杉 入省して最初に配属されたのが産業政策局調査課という部署で、経済分析と景気対策の取りまとめに携わりました。バブル崩壊後で政府を挙げて何度も

景気対策を講じていた時期でしたので皆の熱気がものすごく、下っ端の私は右往左往の日々でした。

その次は、資源エネルギー庁石炭部計画課に異動となりました。当時はちょうど三井三池炭鉱が閉山されるなど、国内炭鉱に関連する様々な政策が最終段階を迎えていました。研究や調査とは異なり、実際の経済活動が行われている現場に近いところで仕事できたのは非常にありがたい経験でした。

ただその一方で、周りがみな頭の回転が早く、私はいつも議論で言い負かされてきました。そこで、自らの支えとなる

知識を身に付けたいと考えて、入省5年目で留学の機会を与えられた際に、米国のカリフォルニア大学サンディエゴ校の経済学博士課程に行くことになりました。当時、政府から派遣留学する国家公務員の大多数は、行政学や国際関係、経営管理、法律、経済などの分野を専攻し、派遣期間の2年以内で修了する修士課程に入學していました。当時の私は「人と同じではつまらない」と思ったのでしょう。他の公務員の方々とは異なる留学先を選びました。

通常ですと博士号を取得するには5年以上かかり、2年という通常の派遣期間



植杉威一郎◎うえすぎ・いいちろう

1969年生まれ。93年東京大学経済学部経済学科卒業、同年通商産業省(当時)入省。97年カリフォルニア大学サンディエゴ校経済学博士課程入学、2000年同課程修了(Ph.D. in Economics)。経済産業研究所研究員、中小企業庁事業環境部企画課調査室課長補佐等を経て、11年一橋大学経済研究所准教授。15年同研究所教授。研究論文を多数執筆する他、著書に『検証 中小企業金融 「根拠なき通説」の実証分析』(共編著、日本経済新聞出版社、2008年)がある。

では足りません。しかし、当時の通産省には派遣期間を延長するなどして最終的に博士号取得まで漕ぎつけた先輩が3人いました。そこで、これらの方々の教えを受けて人事担当にかけあって留学期間を3年に延長してもらい、博士論文を書き、帰国して勤務を再開する数日前に論文審査などの博士課程の全てを終えました。

時間切れで学べなかったことも多いのですが、今振り返るとこれが一番の大きな転機かもしれません。

——大学院ではどのような研究をされていたのですか。

植杉 中央銀行による金融政策の効果について研究していました。各国の中央銀行は、短期金融市場の金利をコントロールすることにより伝統的な金融政策を実施してきましたが、その仕組みは必ずしも明らかではありませんでした。この点を、金融市場や中央銀行が設定する金融政策の制度的な枠組みに注目して、実証的に明らかにしました。

2000年に帰国し、入省時に配属さ

れた産業政策局調査課に再度勤務した後、2002年に経済産業研究所に研究員として出向する機会を得ました。金融政策に関する研究は周囲に聞き手も少ないし、何とかならないか、と思っていたところ、中小企業庁が精力的に企業の資金調達に関連するデータを蓄積して、政策立案や調査に生かそうとしていることを教わりました。

例えばCRD(Credit Risk Database：中小企業信用リスク情報データベース。企業の信用リスクを算出して金融機関による貸出や信用保証協会の保証料率決定に利用される)が作られたのはこの時期ですし、『中小企業白書』作成のために中小企業金融に関するアンケート調査も頻繁に実施されていました。

そうした新たな試みを非常に興味深く感じて、他の研究者にも声をかけて定期的に研究会を開き、中小企業金融の研究を始めました。中小企業庁に戻って『中小企業白書』を執筆する機会を与えてもらい、続いて一橋大学経済研究所に出向してより広い研究上の視野を得る中で、自分には行政よりも研究の方が貢献できる余地があると感じたのです。それで2011年に経済産業省を退職し、一橋大学経済

研究所に就職したというのが経緯です。

——TKC全国会についてはご存じでしたか。

植杉 はい。中小企業庁で仕事をしていた時に、税理士・公認会計士の皆さんの団体ということをお聞きしました。

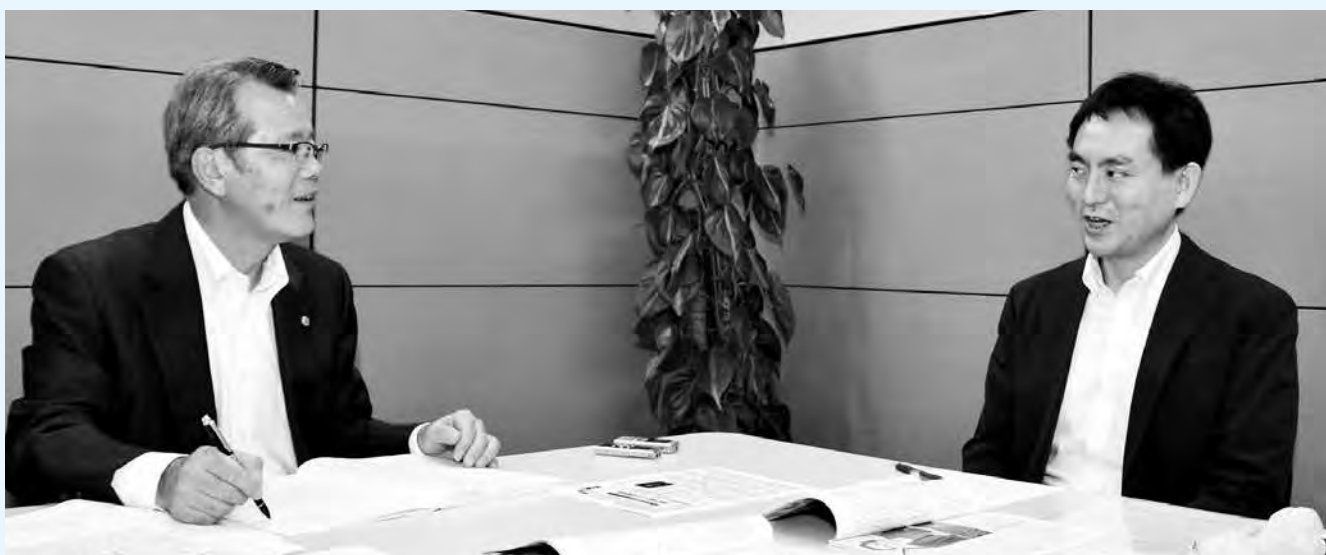
銀行がどのように融資の意思決定をするのか調べる中でさまざまな指標を調べたのですが、その中にはTKCの経営指標（BAST）もあり、参考にさせていただきました。

中小企業金融の「通説」を鵜呑みにせず 経営者保証の実態などを実証的に調査

——研究の軸足を中小企業金融へと移されたとのことですが、特にどのような点に興味を持たれたのですか。

植杉 まず中小企業の新陳代謝、つまり参入・退出がどのように行われているのかという実態と、そうした企業の入れ替わりが効率的に行われているのかというのが大きに関心事でした。

二つ目が、中小企業金融において担保と経営者の個人保証がどのように機能しているのか。最後に、中小企業金融における政府の関与が本当に効果的であるの



かどうか。この3点が、特に研究テーマとして興味を持ったところです。

——中小企業を研究対象とする場合、事業内容が複雑で実態がつかみにくい、あるいは統計データが大企業に比べ少ないといった難しさがあるのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

植杉 確かに中小企業の経済活動は非常に多様ですが、だからといって実態が全く分からないわけではありません。中小企業の中にも売上規模の大小があり、業績が好調な企業もそうでない企業もある。それらをすべて一括りにはできません。そこで、できるだけ多くのデータを集めた上で、その平均値・中位値を見るのではなく、分布ごとに検証するように努めました。

例えば、先ほど申し上げたような中小企業が退出する時の実態を調べるとして、金融機関による貸し渋りの結果資金繰りが厳しくなり倒産したという中小企業がある一方で、追い貸しをしている金融機関もありました。規模や業種ごとに分類して集計するだけではなく分布も調べることで、全体で起きていることがより分かるようになります。

——渡辺努一橋大学教授（当時）との

共編著である『検証 中小企業金融 「根拠なき通説」の実証分析』（日本経済新聞出版社、2008年）では、さまざまなテーマについて膨大なデータに基づき検証されています。概要をお聞かせいただけますか。

植杉 中小企業金融において、リレーシオンシップバンキングの有効性、担保・保証人の役割、政府の貸出市場への介入といった関心の高いテーマについて、実務家や政策担当者が議論する際の材料を提供するために、データとアカデミックな方法論によって使える研究成果を示すことを目指しました。

中小企業については、程度の差こそあれ大多数の人々が、「資金繰りに困っており、助けられるべき存在である」と主張されていました。しかし、実際にどのくらい多くの中小企業が、どのように困っているかがなかなか分からない。また「個人保証や不動産担保に過度に依存した融資は良くない」「リレーシオンシップバンキングが重要」との指摘がありました。しかし、どのような点で個人保証や不動産担保に依存した融資に問題があるのか、リレーシオンシップバンキングにはどのような効果があるのかと

いう点が必ずしも明らかではありませんでした。

中小企業金融に対する政府の関与についても、個別のエピソードを踏まえて「機能していない」とする指摘と、非常に大雑把なマクロの指標を持ってきて「役に立っている」という指摘はありましたが、個別企業データを用いた分析は非常に限られていました。

こうした何となく一般的に言われている「通説」の真偽を、個別企業・金融機関のデータに基づいて検証しようというのが『検証 中小企業金融』の狙いでした。

特約(コベナント)付き融資の調査で分かった無担保・無個人保証の利点

——2015年に金融庁の森信親長官が就任し、金融機関に「事業性評価」、つまり「融資先の事業を見て融資の判断をしない」と求めるようになったわけですから、こうした場合の金融行政の変化についてはどのようにお考えですか。

植杉 金融庁は、森長官になる前から、事業性評価の根拠となつていいる考え方が重要であるということは言い続けていたと認識しています。ただし、その考え方が

が「金融検査マニュアルの廃止」といった方針に反映されるなどの点が、最近変わってきたところだと思います。

——特に、「担保や個人保証に過度に依存しない融資」という方針についてはどのようにお考えですか。

植杉 金融庁や中小企業庁などの政府当局は、担保や個人保証の負の側面、つまり円滑な事業承継あるいは事業に失敗した経営者の再挑戦を阻害するという点を重く見て、これらに過度に依存しない貸出を推進しています。

一方で、担保や個人保証には経営者の規律付けなど一定の機能があり、金融機関にとってはこれらがあつて初めて安心して融資できるという側面もあります。

『検証 中小企業金融』でもこの点を強調し、「担保・保証が本来果たしている機能を無視して、一律にこれらの徴求をやるのは難しいのではないかと主張しました。

しかしながら、さらに研究を進める中で、私は、経営者の規律付けという利点を維持しつつ無個人保証貸出を推進するやり方があるのではないかと、無担保貸出には従来想定されなかった新たな利点もあるのではないかと考えるようになり

ました。

—— 研究の過程で考え方が変わってきたと。

植杉 はい、その通りです。実際に無担保や無個人保証融資を始めた金融機関の取り組み内容を検証する中で、個人保証については、金利や融資契約を定める際の特約（コベナンツ）の設定を工夫することで、モラルハザード（セーフティネット等の存在によって経営者等が自己規律を失うこと）を避けつつ、企業自身が選択できる形で無個人保証融資を導入できるのではないかとという考えに至りました。

中小企業向けの貸出を行う政府系金融機関である日本政策金融公庫中小企業事業本部（以下「公庫」）は、借り手企業が「個人保証のある融資」と「個人保証のない融資」を選べる制度を2004年度以降導入しました。もちろん、それだけが契約内容の違いであれば全ての企業が自らに有利な個人保証のない融資を選択してしまうので、個人保証なしの場合には金利が高いなど他の条件が厳しくなっています。

私の事前予想は、倒産して保証人が債務履行を迫られる可能性が高い企業ほど、

他の条件が厳しくても個人保証なし融資を選び、その可能性が低い企業ほど個人保証あり融資を選ぶ、というものでした。

しかし、公庫が実際に行った数万件に及ぶ貸出の結果は、事前予想とは大きく異なりました。無個人保証融資を選んだ企業は、有個人保証融資を選んだ企業より財務体質が良く、かつ、事後パフォーマンスの改善幅においても、有個人保証融資を利用した企業を上回っていたのです（次頁表1参照）。

予想外の結果をもたらした原因は、公庫が設定した無個人保証融資の契約内容にあったようです。公庫は、無個人保証融資の金利を有個人保証の場合に比して高くしただけではなく、無個人保証貸出に、債務超過もしくは2期連続赤字になったら金利を追加的に加算するというコベナンツを設定したのです（次頁表2参照）。金利加算といったより厳しい貸出条件が適用されるのを避けるために、もともと財務体質の良い企業や将来債務超過や赤字に陥らないことを予想している企業だけが、無個人保証貸出を利用したと考えられます。これが、当初の予想とは全く違う結果が出た原因です。

この結果から言えることは、個人保証

は企業の行動を規律付けるための唯一の手段ではなく、コベナンツも設定の仕方によっては個人保証を代替するという点です。また、一律にすべての企業が無個人保証融資を利用するのは難しいかもしれないが、有個人保証融資と無個人保証融資との間で企業が選択する仕組みにすることで、金融機関と借り手企業の両方が納得して借入手法を決められるという点も指摘することができます。

無担保貸出の利用企業は

事業に役立つ資産を購入する傾向がある

—— 無担保の融資についてはいかがですか。

植杉 無担保融資についても、公庫が大規模に導入した制度の結果を調べてみることに、当初想定していなかった効果があることが分かりました。公庫は、無個人保証融資と同様に、借り手企業が有担保と無担保いずれかを選択できる契約を、2008年度以降大規模に提供しました。有担保よりも無担保融資の場合には支払金利が高くなっています。

制度導入後の動向を調べてみた結果、信用リスクが高い企業は高い金利を払っ

でも無担保貸出を選ぶ一方で、リスクの低い企業では有担保で低金利の貸出を選ぶ傾向が見られました。これは、担保提供が必要なくなった企業では、モラルハザードが起きてくる可能性を示唆しており、無担保貸出の負の側面と言えるものです。

一方で、無担保貸出を得た企業の投資内容を調べてみて意外だったのは、企業が購入する資産の内容が変わるということ。有担保融資を得た企業は土地や建物といった資産を購入する傾向がある一方で、無担保融資を得た企業は土地や建物はではなく機械設備を優先して購入する傾向が見られました。

これは、無担保貸出

表1：日本政策金融公庫中小企業事業本部の融資を受けている借り手の特徴（個人保証有無別、年度ごと）

1 (有個人保証融資)		2 (無個人保証融資)		両者の格付の平均的な差(1)-(2)	
	内部格付		内部格付		内部格付
2005	3.41	2005	3.09	2005	0.32*
2006	3.55	2006	3.02	2006	0.54***
2007	3.40	2007	2.88	2007	0.52***
2008	3.25	2008	2.61	2008	0.64***
2009	3.49	2009	2.999	2009	0.49***
2010	3.19	2010	2.88	2010	0.31***
2011	3.19	2011	2.75	2011	0.45***
2012	3.30	2012	2.51	2012	0.79***
2013	3.46	2013	2.19	2013	1.26***
2014	3.93	2014	2.094	2014	1.83***
(ガイドライン前)	3.35	(ガイドライン前)	2.76		
(ガイドライン後)	3.87	(ガイドライン後)	2.09		
後-前	0.52***	後-前	-0.67***		
Total	3.39	Total	2.35		

(注1) 「内部格付」は12に分かれており、数字が小さいほど格付が良いことを示す。

(注2) 「両者の格付の平均的な差」の欄の*印は、統計的に0ではない差が存在することを意味する。平均値の差がプラスになっていることは、無個人保証融資を得ている企業の格付が有個人保証融資企業の格付よりも良いことを示す。

(注3) 経営者保証ガイドライン適用開始前後における格付の変化も調べている。無個人保証融資でマイナスになっているのは、ガイドライン適用開始後、これまでよりもさらに無個人保証融資を得ている企業の格付が良くなったことを示す。

表2：無保証人貸出の内容

	保証人免除特例(2014年2月以降)	旧保証人免除特例(2004年度～2014年1月)
対象となる貸出制度	全ての直接貸付	2004年度は新企業育成貸付のみ 2005年度から全ての直接貸付
貸付時の加算利率	格付及び担保の有無に応じて 0.0%～0.4%	一律0.3%
財務制限条項の内容(必須条項: 任意条項は別途設定可)	二期連続減価償却前経常赤字の禁止 債務超過の禁止	純資産額の維持 第三者への貸付、出資及び保証の禁止
モニタリング時期	決算期ごと	決算期ごと
財務制限条項違反時の措置	違反後、最終期限まで0.3%を加算	線上償還指示
財務制限条項違反時の猶予(やむを得ない場合に限り)	任意条項のみ可	必須条項、任期条項とも可

の導入が企業の投資する資産種類に影響を及ぼしていると解釈できます。無担保貸出が利用できるのであれば、将来金融機関から資金を調達する際にも担保を提供する必要がありません。そのため、将来担保資産として必要かどうかを考慮することなく、企業の生産活動にとって必要かという観点から現在投資する資産を選ぶことができていると考えられます。これは、無担保融資が企業の投資行動を通じて、日本経済の生産性を向上させる役割を果たす可能性を示唆していると思います。

ガイドラインの浸透には経営者保証の機能を代替する融資手法の提示が必要

——2014年2月に「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の取り扱いが開始されてから約4年が経過しました。経営者保証に依存しない融資の促進は、円滑な事業承継を推進するという意味でも重要だと思えますが、植杉先生はガイドラインの活用についてはどのように考えていらっしゃいますか。

植杉 ガイドラインに書かれているこ

とは正論ですが、経営者保証を用いない融資はなかなか増えていないと聞いています。金融機関は、経営者保証には保全としての役割を期待していない一方で、経営者に対する規律付けの機能はあると考えているようです。ガイドラインがなかなか活用されていない現状は、経営者保証を一律に外すことによって規律付けの効果が失われることを、金融機関が懸念している状況を反映していると思われるます。こうした懸念をどのようにして和らげていくかが、一層の活用に向けての課題になるのではないのでしょうか。

ガイドラインには、「対象債権者は、停止条件又は解除条件付保証契約、A B L、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ることとする」という文言がありま



す。これは、企業経営への規律付けになるような代替的な措置を講じつつ、経営者保証を外すことの重要性を強調しています。金融機関には、どのような手段が経営者保証の代替措置になるかを積極的に考えることが求められているのではないのでしょうか。この点については、私がいほど申し上げたような、公庫による無個人保証融資への取り組みなどの先行事例が参考になるように思います。

こうした検討に際して特に重要な点は、経営者保証を外すことによる規律付けの低下は本当に生じるのか、生じるとすると規律付けの低下に伴う倒産確率の上昇はどの程度かを、金融機関が定量的に把握することだと思います。所有と経営が分離されている企業ほど、経営者保証を外しても経営規律は影響を受けないでしょう。

しかしながら、どのような分離程度であれば、経営者保証の解除が経営規律を通じて企業の倒産確率を引き上げるかという点は、実際に無個人保証の貸出を行って初めて分かることです。金融機関では、既にこうした定量的な検証を進められているはずですので、今後に期待したいと思います。

会計の正確性は経営者保証ガイドラインを含む中小企業金融全体にとって重要

——この4月から埼玉りそな銀行が、「税理士法33条の2に規定される添付書面」や「中小会計要領チェックリスト」等の提出を条件として、経営者保証を免除する取り扱いを開始しました。こうした金融機関の取り組みについてはいかがですか。

植杉 金融機関による融資判断の際に、会計情報の正確性がいかに重要であるかということがよく分かる取り組みです。正確な財務情報は大前提であるはずなのですが、私自身企業の財務データを用いて中小企業金融の研究を行う際に、それが当たり前ではないということを感じています。

本日に正しい会計情報なのか確かめるために金融機関に手間とコストが生じているのであれば、ある種の誓約書や第三者による証明書等で所有と経営の分離が保証されていることは重要です。その証明により、金融機関も安心して融資できますし、コスト削減につながります。

今回の取り組みの興味深い点は、会計情報の正確性のみならず、所有と経営の

分離についても、書面添付によって証明されようとしているところです。経営者と会社との金銭的なり取りが重要なのだということは分かりますが、その中でもどのような情報が会計上所有と経営の分離にとって重要と考えられているのかという点は、私自身知りたいところでもあります。

金融機関と中小企業の仲介役として税理士が貢献できる余地は大きい

——これまで、中小企業金融における信用供与は担保・保証が中心でしたが、今後、決算書による信用供与へと変わっていく、今まさにその過渡期であると感じています。

植杉 事業とは直接的に関係のない資産の価値に頼って融資するのか、それとも事業のキャッシュフローを重視して融資するのかということだと思います。

確かに、これまでは担保・個人保証が重視されている傾向はあったと思います。今後は事業活動の結果生じるキャッシュフローに基づいて融資をする割合が高まると高まってくると思いますし、それは事業性評価という話にもつながってくるは

ずです。

——今後、担保・個人保証に依存しない融資が広がっていくけば、金融機関は将来のキャッシュフローが分かる経営計画をこれまで以上に重視するようになりま

す。そして、その経営計画が正確な財務データに基づいた信頼性の高いものなのかを見極める際に、われわれ税理士の果たす役割が重要になるのではないのでしょうか。中小企業金融における税理士の役割についてアドバイスをお願いいたします。

植杉 言うまでもなく、中小企業の財務諸表の正確性を担保することは非常に重要なことです。ただ多くの金融機関から「決算書、試算表の正確性を確認する作業に多くの時間が割かれてしまうので、本来行うべき融資先とのレーションシ

ップの構築までできない」という声が聞かれます。そうした意味で、税理士の皆さまの貢献する余地はまだまだ大きいのではないのでしょうか。

また、企業の将来を定量的に見通すツールとしての経営計画は、金融機関と中小企業のリレーションシ

ップの構築という面で重要です。税理士の皆さまが両者の仲介役となり、支援することを期待します。

(構成／TKC出版 村井剛大)

TKC近畿兵庫会が中小企業経営支援フォーラムを開催 地域金融機関・中小企業支援機関が大集合

■とき…平成30年6月27日(水)

■ところ…ホテルクラウンパレス神戸



TKC近畿兵庫会は、中小企業の経営支援に向けて、地域金融機関・支援機関との、より強固な連携、支援体制構築のため「TKC中小企業経営支援フォーラム」を開催した。TKC会員81名・職員9名、金融機関14行から49名、支援機関から38名、計177名が集い、三つの講演、グループディスカッションが行われた。

旨を説明した。

続いて行われた基調講演は、金融庁監督局地域金融機関等モニタリング室長（現地域金融生産性向上支援室長）の目下智晴氏による「顧客本位の金融仲介と事業性評価」。金融行政方針、地方創生における地域金融機関の関わり方、事業性評価に基づく融資のプロセス——などを解説し、税理士と金融機関とが連携して中小企業に寄り添い、企業価値の向上に取り組んでほしいと呼びかけた。



金融庁監督局の目下氏

も参加。18

グループに分かれ、「事業性評価に基づく融資を進めていくために相互協力できること」をテーマに、活発な意見交換が行われた。参加会員からは「日頃から、会計事務所、関与先企業、金融機関の関係強化に努めなければならぬと感じた」「月次巡回監査を通じて得られる情報は税理士の強みであり、積極的に情報の発信源として活動していく必要がある」「事業性評価のためにも、書面添付の実践に取り組んでいきたい」などの声があった。



覚書締結金融機関を交えじかに意見を交わす

参加金融機関・支援機関（順不同・敬称略）

三菱UFJ銀行、日本政策金融公庫（尼崎支店・神戸東支店・神戸支店・明石支店・姫路支店・豊岡支店）、但馬銀行、みなと銀行、神戸信用金庫、姫路信用金庫、兵庫信用金庫、日新信用金庫、淡路信用金庫、西兵庫信用金庫、中兵庫信用金庫、但陽信用金庫、兵庫県信用農業協同組合連合会、中国銀行

金融庁監督局、甲南大学、兵庫県信用保証協会、独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部、大阪中小企業投資育成株式会社、神戸市産業振興財団、ひょうご産業活性化センター、兵庫県庁、兵庫県中小企業再生支援協議会、兵庫県商工会連合会 他

3講演と、参加金融機関等とのグループディスカッションが行われる

はじめに、TKC近畿兵庫会の小林雄介会長が開会挨拶し、近畿兵庫会中小企業支援委員会の津田弘一委員長がフォーラムの企画趣

次に、三菱UFJ銀行TKC事業室の渡辺誠室長代理が「金融機関から見た書面添付の価値」と題する特別講演を行った。

休憩を挟んで行われたグループディスカッションには、TKC会員だけでなく、覚書締結金融機関

二つ目の特別講演では、兵庫県

中小企業再生支援協議会統括責任者の野田勝也氏が講師を務めた。「中小企業の経営改善、再生支援、事業承継支援について」をテーマに経営改善支援センター事業の活動実績、今後の課題などについて説明した。



中小企業再生支援協議会の野田氏

TKCモニタリング情報サービスからダウンロードしたデータ(XBR LまたはCSV形式)をご利用の決算書入力システムに取り込むことで、決算書データの手入力やOCR処理にかかる作業負担を軽減できます。

■連携サービスを提供している決算書入力システム(五十音順)

『CASTER』 三井情報株式会社

http://www.mki.co.jp/biz/solution/financial/credit_business/caster/index.html

お問合せ先：金融・コンタクトセンター営業本部 金融第一営業部 地域営業室 川合様

TEL：03-6376-1114 E-Mail:regionalbank-sales-dg@mki.co.jp

『SCORE LINK』 TIS株式会社

https://www.tis.jp/service_solution/yoshin/

お問合せ先：フィナンシャル事業企画部 SCORE LINK営業担当様

TEL：TEL:03-5337-4297 E-Mail:scorelink@ml.tis.co.jp

『決算書リーディングシステム』 株式会社情報企画

http://www.jyohokikaku.co.jp/system/system_kessanshoreading.html

お問合せ先：大阪営業部 真田様

TEL：06-6265-8530 E-Mail:sanada@jyohokikaku.co.jp

TKCは銀行APIへの対応を進めています。

TKC会員の関与先企業が利用するTKC会計システム(FXシリーズ)には、インターネットを利用して金融機関から取引データを自動受信できる機能が搭載されています。当機能は99%超の銀行(法人口座)に対応しており、1万社を超える利用実績があります。TKCでは当機能についてマネーツリー社と協働で銀行APIとの連携を進めており、すでに複数の金融機関との連携が完了しています。



①取引明細取得依頼 ↓ ↑ ④取引明細受信



②取得 ↓ ↑ ③提供



●API連携済み金融機関

- 常陽銀行(法人)
- みずほ銀行(個人)
- 三井住友銀行(個人)
- 横浜銀行(個人)
- 七十七銀行(個人)
- 足利銀行(個人)
- 北海道銀行(個人)
- 京葉銀行(個人)

※平成30年8月末時点

■TKCの銀行API対応に関するお問合せ先

株式会社TKC システム開発研究所 技術研究・開発支援センター 海来達矢

TEL:026-648-2111 E-Mail:api.fintech.banks@tkc.co.jp

◎株式会社ミクニ舎

金融機関にメリットを与える情報開示の重要性

住み慣れたわが家の老朽度合いを、いやが応でも周囲に知らしめてしまうのが、「外壁」だ。外壁がひび割れたり、表面の塗装がはがれ落ちたりはもちろんだが、「変色・退色・色あせ」といった劣化についても、持ち家の「肌年齢」を如実に表してしまう。

質の高い塗装工事を提供

そうした人の目にふれる機会が多い外壁を一気に若返らせる工事を得意にしているのが、北海道滝川市に本社を置くミクニ舎だ。札幌市を中心に、外壁や屋根の塗装を中心とした住宅リフォームの仕事を数多く受注している。とりわけ多いのが、教職員OBからの引き合いだ。

先代社長（渡辺恭久氏）の娘婿で、13年前に社長に就任した稲葉了大氏（50）がこう語る。

「依頼主に学校の先生をしていた方が多いのは、先代社長の交友関係によるものです。かつて教育大で一緒に学んだ仲間が、教員時



左から、坂本和繁税理士、稲葉了大社長、高林和正・監査担当

代のツテをたどって営業活動を進めてくれたことから、教職員OBの間にミクニ舎の存在が知れ渡っていたのです」

教職員OBだけにとどまらず、警察や市の職員にもミクニ舎の評判が飛び火し、やがて一般ユーザーからの依頼も増えていったのは、それだけ質の高い塗装工事を提供してきたからである。顧客からの要望に応えていくなかで、浴室や

キッチン等のリフォームにも対応するようになった。

「どんぶり勘定」から脱却

1931年に創業したミクニ舎が長年にわたり経営の柱にしてきたのは、公共工事。地元の官公庁舎や郵便局などの塗装工事を多数請け負ってきた。

「近隣の市町村には、ミクニ舎から独立して事業を行っている元社

員の経営者が何人もいます。大きな工事を受注したときは、先輩たちががどんどん応援に駆けつけてくれる。それが当社の強みですね」

だが、バブル崩壊を境に公共工事自体の数が減少していき、ミクニ舎も苦しい経営を迫られていった。そうした中で、新たに目を向けるようになったのが、個人住宅をターゲットにした塗装・リフォームの分野だったのだ。

「今から5年ほど前は本当に苦しい状況にさらされました。そこから盛り返すことができたのは、住宅関係の営業がうまくいったことに加え、税理士法人エルムパートナーズさんの指導のもとに、きちんとした業績管理体制を築けたことが大きかったと思っています」

経営状態が悪化する中で、取引先の金融機関からそれとなく「もっと厳しい目で指導できる税理士に代えたほうがいい」と助言されたことが、税理士法人エルムパートナーズと顧問契約を結ぶきっかけだった。TKCの財務会計シス

TKCモニタリング情報サービス

1 決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービス。

2 月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービス。

3 最新業績オンライン開示サービス（開発中）

関与先からの依頼に基づいて、金融機関へ最新業績をオンラインで開示するサービス。

早期経営改善計画提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKCモニタリング情報サービスを通して金融機関へ早期経営改善計画やローカルベンチマークのデータを提供するサービス。



看板・サインの工事も手がける（建物は、ミクニ舎の本社）

テムで自計化をし、月次決算を実施するといふやり方は、これまでいわゆるネインチ（年1回の決算時期のみ指導）の会計事務所しか知らなかった稲葉社長にとって非常に新鮮なものだった。

「以前は、どんぶり勘定”もい」ところでした。決算の直前まで、その年の正確な損益が分からない状態だったのです。唯一、私がリアルタイムに把握していたのは手元にある現金の量だけ。これだけは金庫の中をのぞけばすぐに分か

決算書データをネットで提供

りますから（笑）」

ところが、坂本和繁税理士や高林和正・監査担当の指導のもと月次決算体制を築くと、会社の経営状態が数字でタイムリーにつかめるようになった。これにより、経営改善のための有効な手を次々に講じていけるようになり、次第に業績は回復。いまではすっかり黒字路線を歩んでいる。

稲葉社長は前回の決算から、「T

KCモニタリング情報サービス」を利用して、自社の決算書等のデータを取引先の金融機関（北洋銀行、北門信金）に提供することを始めています。TKCモニタリング情報サービスとは、TKC会員の会計事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した決算書・申告書のデータが自動的に取引金融機関に開示される無償のクラウドサービスのこと。同サービスの利用推進に積極的な坂本税理士からの提案に応じたかたちで、稲葉社長は利用に踏み切った。

「今年5月、TKCモニタリング情報サービスを利用して決算書や申告書等のデータを金融機関に提供しました。以前は決算書をコピーして金融機関に持参していましたので、今回は非常にラクでした」

実は、稲葉社長は元信金マン。ミクニ舎に入社する前は、地元の信用金庫で働いていた。それだけに、TKCモニタリング情報サービスが金融機関との関係性をより深めていくための貴重なツールになるであろうことを十分に理解している。

「電子申告したデータがそのまま金融機関にインターネット経由で

送信されるわけですから、その数字の信頼性は担保されています。これをもとに融資審査などができるのは、金融機関にとって大きなメリットとなるはず」

TKCモニタリング情報サービスには、決算書や申告書等のデータを提供する「決算書等提供サービス」のほか、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供する「月次試算表提供サービス」もある。こちらについても稲葉社長はまもなく利用を開始する予定だ。

うれしいことに、5月に決算書のデータを送った後、取引先の金融機関から新規融資を提案する話が持ち込まれたという。これは、決算書に記された会社の好調な業績もさることながら、財務情報の開示に積極的な姿勢が評価されたのではないかと、稲葉社長は見ている。

将来的には、中古物件の売買事業にも参入したいという思いを抱く稲葉社長。そのときに潤沢な資金を融資してもらうためにも、金融機関との信頼関係構築は欠かせない。



株式会社ミクニ舎

創業 1931年4月
所在地 北海道滝川市流通団地2丁目4番6号
社員数 16名
売上高 約4億円
URL <http://www.mikunisha.co.jp/>

税理士法人エルムパートナーズ

所在地 北海道滝川市緑町1丁目3-31
URL <http://www.tkcncf.com/elm/>

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

平成30年8月末現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【都市銀行・政府系金融機関】				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	1,463	352
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	1,224	248
3 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	1,026	182
4 リそな銀行	大阪府	平成29年10月	475	74
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	449	131
【地方銀行・第二地方銀行】 (上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	1,601	451
2 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	901	196
3 足利銀行	栃木県	平成28年10月	894	135
4 中国銀行	岡山県	平成28年12月	788	153
5 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	670	109
6 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	613	67
7 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	604	110
8 広島銀行	広島県	平成28年11月	598	90
9 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	598	162
10 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	549	47
11 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	531	63
12 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	485	53
13 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	471	51
14 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	447	69
15 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	445	79
16 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	429	175
17 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	426	71
18 百五銀行	三重県	平成28年10月	423	84
19 北國銀行	石川県	平成28年11月	362	96
20 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	352	48
21 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	351	75
22 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	348	60
23 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	337	57
24 山形銀行	山形県	平成29年 8月	336	96
25 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	322	58
26 京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	315	78
27 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	314	43
28 中京銀行	愛知県	平成28年10月	297	102
29 百十四銀行	香川県	平成28年12月	294	40
30 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	290	44
31 第三銀行	三重県	平成28年10月	277	65
32 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	267	29
33 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	253	33
34 愛媛銀行	愛媛県	平成28年11月	252	20
35 大東銀行	福島県	平成29年 2月	249	28
36 四国銀行	高知県	平成29年 7月	246	33
37 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	241	51
38 山口銀行	山口県	平成28年11月	241	36
39 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	237	29
40 きらやか銀行	山形県	平成28年11月	226	53
41 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	225	66
42 第四銀行	新潟県	平成29年 7月	221	59
43 京都銀行	京都府	平成30年 7月	218	34
44 福島銀行	福島県	平成29年 2月	216	22
45 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	212	17
46 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	211	34
47 東和銀行	群馬県	平成28年10月	207	50
48 福井銀行	福井県	平成28年10月	206	41
49 仙台銀行	宮城県	平成28年12月	199	59
50 阿波銀行	徳島県	平成29年 1月	185	22
上記以外の地銀・第二地銀 計			4,729	940

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【信用金庫】 (上位30庫)				
1 浜松信用金庫	静岡県	平成29年 1月	772	222
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	496	96
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	416	87
4 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	392	79
5 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	381	53
6 静岡信用金庫	静岡県	平成29年 6月	371	135
7 磐田信用金庫	静岡県	平成28年10月	353	95
8 島田信用金庫	静岡県	平成28年10月	353	181
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	313	42
10 三島信用金庫	静岡県	平成29年 3月	297	61
11 焼津信用金庫	静岡県	平成29年 5月	296	125
12 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	284	95
13 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	267	52
14 遠州信用金庫	静岡県	平成28年10月	266	110
15 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	260	68
16 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	247	50
17 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	240	28
18 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	239	53
19 静岡信用金庫	静岡県	平成29年 3月	237	76
20 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	216	83
21 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	196	46
22 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	182	15
23 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	180	19
24 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	175	10
25 福島信用金庫	福島県	平成28年12月	172	27
26 東濃信用金庫	岐阜県	平成28年10月	164	33
27 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	162	19
28 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	140	27
29 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	136	19
30 沼津信用金庫	静岡県	平成29年 2月	134	27
上記以外の信用金庫 計			7,179	1,718

【信用組合】 (上位5組合)				
1 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	148	17
2 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	132	90
3 君津信用組合	千葉県	平成28年12月	85	62
4 益田信用組合	岐阜県	平成28年10月	85	6
5 岐阜商工信用組合	岐阜県	平成30年 1月	53	14
上記以外の信用組合 計			772	164

【信用保証協会】 (利用申込100件以上)				
1 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	349	211
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	175	46
上記以外の信用保証協会 計			408	127

金融機関区分別集計				
金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関数	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	8	6	4,638	988
2 地銀・第二地銀	104	94	24,709	4,683
3 信用金庫	261	210	15,516	3,751
4 信用組合	134	38	1,275	353
5 信用保証協会	51	19	932	384
6 その他	-	2	0	0
7 合計	558	369	47,070	10,159

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(369機関)

平成30年8月末現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
楽天銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
北空知信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
空知商工信用組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
青い森信用金庫

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫

■ 宮城県

仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
新庄信用金庫

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫

福島信用金庫
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
館林信用金庫
しのかめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
東京ベイ信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東榮信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さかみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四銀行
北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
協栄信用組合

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
水見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県信用組合

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
北陸信用金庫
鶴来信用金庫
興能信用金庫
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行

岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨信用組合
益田信用組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
静岡信用金庫
静岡清信用金庫
浜松信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田信用金庫
磐田信用金庫
焼津信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

中京銀行
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
東春信用金庫
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
三重信用金庫
桑名信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北部信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

近畿大阪銀行
池田泉州銀行
関西アーバン銀行
大正銀行

大阪シティ信用金庫
永和信用金庫

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
兵庫信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫

■ 和歌山県

新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
日生信用金庫
備前信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
萩山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島銀行
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行

香川銀行
高松信用金庫
香川県信用組合

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八銀行
親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎都城信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
南郷信用金庫

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』vol.8

発行日 平成30年9月14日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル4F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL:03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL:fintech.banks@tkc.co.jp

担当：高橋、吉田、島田